

また、平成19年度の老人一人当たりの診療費は、若人と比較すると、4.8倍（入院7.4倍、外来3.9倍）となっており、その主な要因として、高齢者は、入院、外来とも受診率が高く（入院6.7倍、外来2.5倍）、一件当たり受診日数が多い（入院1.4倍、外来1.3倍）ことがあり、年間の一人当たりの受診回数（日数）は若人と比較して多くなっている（入院9.2倍、外来3.3倍）（図2-3-12）。

さらに、老人医療費の水準をみると、一人当たり老人医療費は、最大と最小で約37万円（約1.5倍）の格差がある（図2-3-13）。

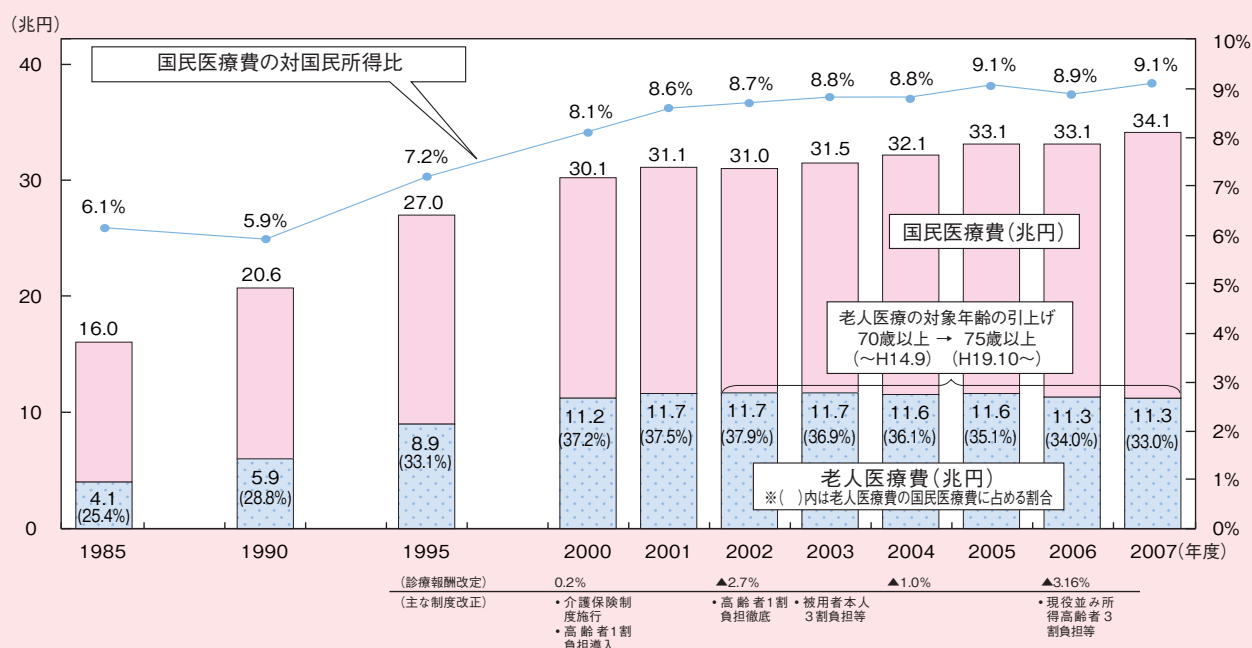
（6）子育て支援施策の総合的推進

平成21年度においては、16年6月に国の基本施策として閣議決定された「少子化社会対策大

綱」の具体的実施計画として策定された「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」（平成16年12月少子化社会対策会議決定）に基づき、若者の自立や働き方の見直し、地域における子育て支援など総合的な取組を進めている。

今般、「少子化社会対策大綱」及び「子ども・子育て応援プラン」を見直し、新たに子育て支援の総合的な対策である「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月閣議決定）を策定した。この「子ども・子育てビジョン」では、子どもが主人公（チルドレン・ファースト）と位置づけ、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ考え方を転換し、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指し、平成22年度か

図2-3-11 医療費の動向



〈対前年度伸び率〉

	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	▲0.5	1.9	1.8	3.2	0.0	3.0
老人医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	4.1	0.6	▲0.7	▲0.7	0.6	▲3.3	0.1
国民所得	7.4	8.1	0.1	2.0	▲2.8	▲1.5	0.7	1.6	0.5	2.1	0.3

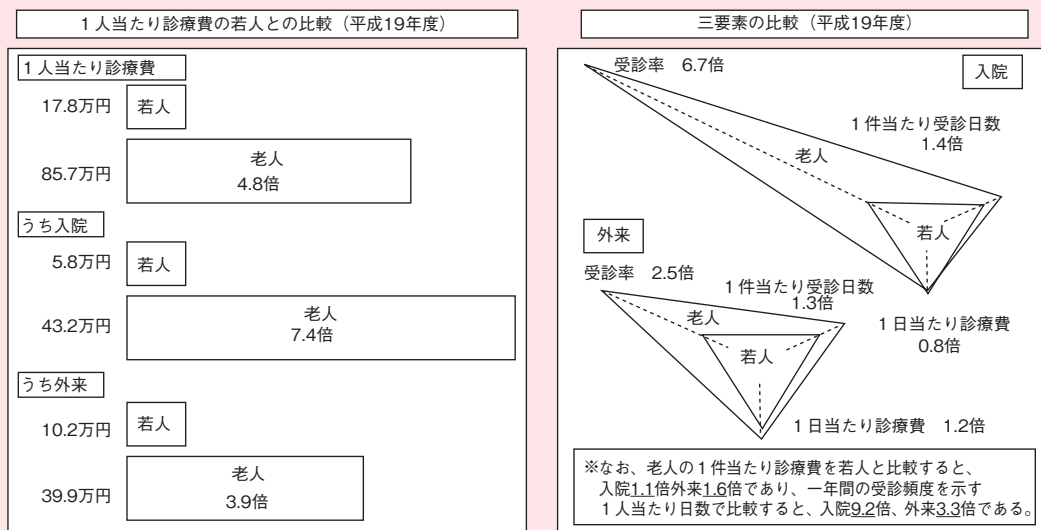
注：国民所得は内閣府発表の国民経済計算（2008.12）。

ら26年度までの今後5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んでいる。今後は、同ビジョンの着実な実施に向け、政府を挙げて取り組んでいくこととしている。

また、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月閣議決定）及び「子ども・子育てビジョン」において、幼保一体化を含む

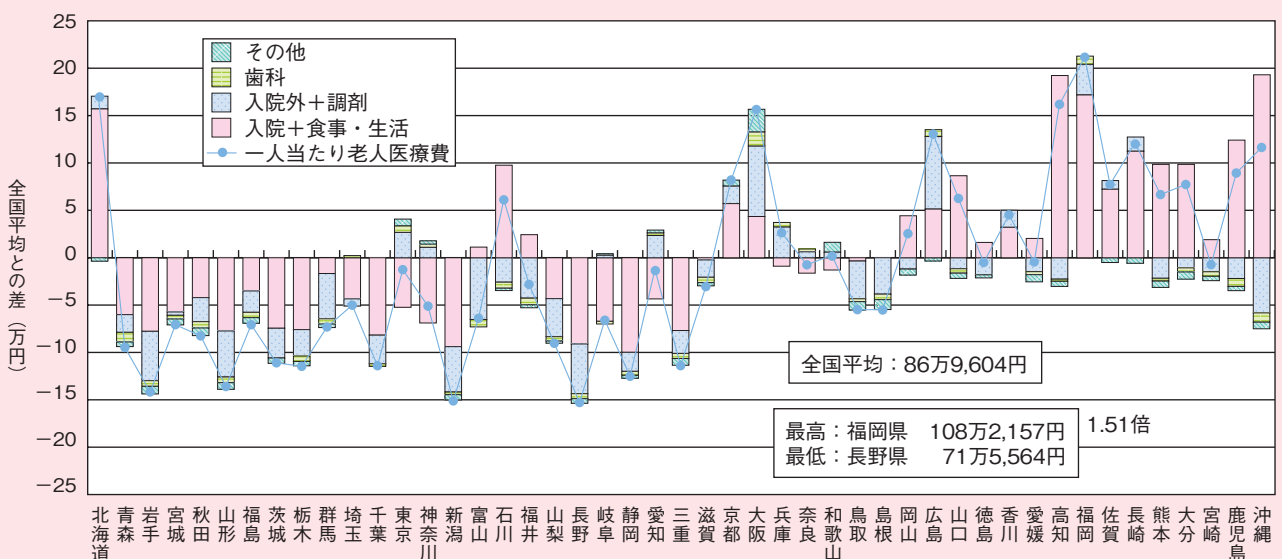
新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、23年通常国会までに所要の法案を提出するとされている。このため、22年1月29日には、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、保育サービスを始めとする子育て支援

図2-3-12 老人医療費の特性



(注) 1. 老人とは老人医療の受給対象者であり、若人とは老人医療受給対象者以外の医療保険加入者である。
 2. 入院は、入院時食事療養費・入院時生活療養費(医科)を含んでおり、外来は、入院外(医科)及び薬剤の支給の合計である。
 3. 平成14年10月以降、老人医療受給対象者の年齢は段階的に引上げられている。
 4. 老人の1人当たり医療費は87.0万円となっており、若人の1人当たり医療費18.1万円の4.8倍となっている。
 (資料) 保険局調査課「老人医療事業年報」、[医療保険に関する基礎資料]

図2-3-13 一人当たり老人医療費の診療種別内訳(全国平均との差) ~平成19年度~



サービス・給付の充実に向け、議論を進めることとしている。また、「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月閣議決定)においても、各種制度・規制の見直しについて記載されている。なお、社会保障審議会少子化対策特別部会では、こうした議論につながる検討を行ってきたところであり、21年2月には第1次報告、同年12月には議論の整理がなされている。

また、平成17年4月に本格施行した「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)に基づき、地方公共団体においては、地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進、教育環境の整備等を内容とする地域行動計画、企業等においては、仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備、働き方の見直しに資する労働条件の整備等を内容とする一般事業主行動計画が策定され、これに基づく取組が進められている。

地域行動計画は、5年を1期としてすべての地方公共団体に策定が義務付けられており、平成17年度から21年度末を計画期間とする「前期行動計画」についてすべての都道府県及び市区町村が策定済みである。最終年次にあたる21年度においては、過去5年間の取組の評価を実施し、22年度から26年度末までを計画期間とする「後期行動計画」の策定がおこなわれることとなっている。また、一般事業主行動計画については、21年12月末現在で策定し、都道府県労働局への届出が義務付けられている従業員301人以上の大企業の98.3%が届出済みとなっている。一方、策定・届出が努力義務となっている300人以下の中小企業においては22,954社が既に届出済みとなっている。さらに、次世代法に基づき企業が行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定の基準を満たした場合は、申請を行うことで都道府県労働局長から認定される

仕組みが19年4月から開始され、21年12月末現在で818社が認定を受けている。

さらに、平成19年12月に取りまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)を踏まえ、社会保障審議会少子化対策特別部会において次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について検討を行っており、21年2月には「第1次報告」がとりまとめられ、12月には議論の整理が行われたところである。20年2月には、保育施策や放課後対策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を策定し、20年度からの3年間を集中重点期間として、取組を進めることとしていた。このため、20年度には、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修支援などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うための「安心こども基金」を都道府県に創設した。

また、平成21年度第1次、第2次補正予算において「安心こども基金」を増額し、保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を進め、保育サービス等の充実・拡充を行っている。

なお、平成18年6月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)が成立し、同年10月から、就学前の子どもに対して教育、保育及び子育て支援を一体的に提供する施設を都道府県が認定する「認定こども園」制度が始まった。21年4月1日現在、全国で358件の認定が行われている。また、20年10月に内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労

働大臣の3大臣合意により立ち上げた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、①財政支援の充実、②二重行政の解消、③教育と保育の総合的な提供の推進、④家庭や地域の子育て支援機能の強化、⑤質の維持・向上への対応などへの対応などの認定こども園における課題について議論を進め、21年3月に報告を取りまとめた。21年度においては、報告書において指摘された課題について、対応可能なものから取り組み、その解消を図っているところである。

(7) 地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等を盛り込んだ地域福祉計画の策定を支援している。

なお、平成21年3月末時点で計画が策定済みの自治体は、783(43.5%)であり、前回20年3月末時点調査の698(38.4%)から5.1%増えた。また、今後策定を予定している自治体を含めると、1,090(60.5%)となった。

3 学習・社会参加

「学習・社会参加」分野については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を明らかにしている。

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められ、経済社会の

変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされることから、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を目指す。

また、高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、ボランティア活動を始めとする高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し、充実して過ごせる条件の整備を図る。

さらに、ボランティア活動を始めとするNPO等やシルバー人材センターにおいて行う活動は、自己実現への欲求及び地域社会への参加意欲を充足させるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間連帯や相互扶助の意識を醸成するものであることから、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に活動に参加できるよう、自発性を尊重しつつ、基盤の整備を図る。

(1) 生涯学習社会の形成

ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

(ア) 生涯学習の推進体制の整備

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成2年法律第71号)や中央教育審議会の答申等に基づき、生涯学習社会の実現に向けた取組を促進するとともに、新たな地域づくりのための施策の企画の提案や、相談対応、地域づくりの取組の全国への普及などを促進している(図2-3-14)。

(イ) 生涯学習の基盤の整備

生涯学習の一層の振興を図るため、開催都道